

「寺泊－小木間のジェットfoilチャーター便を利用した旅行商品造成事業」公募要領 新旧対照表

新	旧
<p>2 事業の内容</p> <p>(5) 運航可能日</p> <p>次に掲げる日が運航可能日であるが、ジェットfoilの点検の都合上、連続運航は最長4日までとする。</p> <p>7月… 19日(金)～31日(水)</p> <p>8月… 1日(木)～9日(金)、19日(月)～31日(土)</p> <p>9月… 1日(日)～5日(木)</p> <p>10月… 9日(水)～24日(木)、28日(月)～31日(木)</p> <p>※提案する運航日数の上限は20日以内とし、下限は設けない。</p>	<p>2 事業の内容</p> <p>(5) 運航可能日</p> <p>次に掲げる日が運航可能日であるが、ジェットfoilの点検の都合上、連続運航は最長4日までとする。</p> <p>7月… 13日(土)～31日(水)</p> <p>8月… 1日(木)～9日(金)、19日(月)～31日(土)</p> <p>9月… 1日(日)～7日(土)</p> <p>10月… 9日(水)～24日(木)、28日(月)～31日(木)</p> <p>※提案する運航日数の上限は20日以内とし、下限は設けない。</p>